

社会保険労務士からの三方一両得だより

令和2年2月20日 第125号

上三川町に美味しいピザ屋さんがありました

上三川町の中心部にあった空き物件で、何かの飲食店がオープンしたという話は聞いたことがありました。私の行動範囲と少しずれていて全く通らないところなので、何のお店か知らなかったのですが、イタリアや東京で修業したシェフが開いたピザ専門店が、開店1周年を迎えたという雑誌の広告を先日見かけました。その名は「ピッツァ レオーネ(ピザ ライオンという意味)」。評判も良いようなので、早速ランチをいただきに行ってきました。



マルガリータにアンチョビをトッピング。

サラダとピッツァとドリンクとデザートランチセットを頂きました。サラダはボリューム満点。ピッツァは確かにおいしかったです。とてもジューシーなので、ナイフとフォークで切り分けながらいただきます。コーヒーはちゃんとしたエスプレッソマシンがあります。嬉しかったのは、プリンがしっかりと固いタイプだったこと。アンチなめらかプリン派にはお勧めです。

会計時にオーナーに、「なんでレオーネなんですか？」と伺うと、「ライオンは動物の中で一番強いですよ。うちも日本で一番おいしいピザを出せるようにということです。すいません。」とのお答えでした。

オーナー、謝らなくて大丈夫です。本当においしかったですよ。うちの地元のこんな小さな町に、こんなお店があって嬉しいです。



おそらく上三川で一番おしゃれな建物です。



ざっくりと耕しました。

我が家の畑

昨年秋のサツマイモ収穫後のツルを片付けて、畑を粗く耕しました。そんなに暖かい日でもなかったのですが、作業を始めるのですが、汗が吹き出てきました。いいですね、全身運動。筋トレを継続しているおかげか、あまり腰が痛くなることもなく、結構なスピードで作業することができました。作業に取り掛かるのが遅かったので、まだ一ヶ月しか終わっていません。何とか今月中に終わりたいと思います。

時間外労働上限規制は今年の4月から中小企業も適用になります

「働き方改革」の下、昨年 4 月から大企業を対象に時間外労働の上限規制が始まりました。時間外労働の削減については多くのメディアでも取り上げられてきており、各企業で多様な取組みがなされているところですが、いよいよ今年の4月から中小企業も規制の対象となります。

大企業でも初めは文句たらたらでしたが、腹をくくって残業削減に取り組んだようです。実際、労働時間自体は全体的に減少傾向にあるようです。厚生労働省が 2 月に公表した毎月勤労統計調査令和元年分(速報)によると、労働時間(1 人平均)は総実労働時間 139.1 時間と前年比 2.2%減となりました。残業時間の上限に法的規制が加えられたことから、各企業で時間外労働等の削減に向けた取組みが進められているようです。



下請けに処理しきれない仕事を押し付けているだけなどという話をする人もいますが、それだけではないと思います。ぜひ早めに取り組みをスタートしてください。

子の看護休暇・介護休暇の時間単位での付与が義務化されます

育児介護休業法が改正されます。来年の 1 月 1 日からは労働者が希望した場合、子の看護休暇(一般的に無給)と介護休暇(同左、介護対象は親に限らず配偶者、兄弟、子も含む)を 1 時間単位で使えるようにしてあげる必要があります。どちらの休暇も対象者が 1 人の場合は年間 5 日間、2 人以上の場合は年間 10 日間取得することができます。

現在までは一般的に 1 日単位あるいは半日単位での利用のみ可能でした。

来年の施行までに、就業規則に付随している育児介護休業規定の改定作業が必要となります。従業員への説明も必要です。

飛行機のパイロットや長距離トラックのドライバーなど業務内容によっては時間単位での休暇取得が難しい労働者がいます。その場合は、労使協定を締結することにより、その業務に従事する労働者を除外することができます。ただし、朝礼に出ないと伝達事項が伝わらない、チーム制だから一人が抜けると作業にならないなどの理由だけでは、一般的に除外することはできないとされていますのでご注意ください。